

国外転出時課税制度

POINT

- ① 国外転出時課税制度は、時価1億円以上の有価証券等を有する居住者が、イ) 出国した場合、ロ) 海外居住者に有価証券等を贈与した場合、ハ) 海外居住者に有価証券等を相続させる場合に、みなし売却益に対して所得税が課される制度です。
- ② 納税猶予制度(最長10年4ヶ月)が設けられていますが、納税猶予を受けるためには担保の提供・納税管理人の選任・毎年の継続適用届出書の提出等が必要です。
- ③ 5年以内に売却等せずに帰国するなど、一定要件を満たした場合には、課税を取消することができます。

1 対象者・対象資産

① 対象者

出国時・贈与時・相続発生時において時価1億円以上の有価証券等を所有する居住者で、かつ、出国日・贈与日・相続発生日の前10年以内に、国内に住所または居所を有していた期間が合計5年超の人が対象となります。

外国人も対象者となりますが、次の期間は除かれます。

イ	入管法 ^(※) 別表第一の上欄の在留資格で在留していた期間 例) 投資・経営、法律・会計、研究、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、技能など
ロ	2015年6月30日までに入管法別表第二の上欄の在留資格で在留していた期間 例) 永住者、永住者の配偶者等、定住者など

※ 出入国管理及び難民認定法

② 対象資産

対象となる有価証券等とは、公社債、株式、投資信託、匿名組合契約の出資持分、未決済デリバティブ取引、未決済の信用取引、発行日取引です。新株予約権の権利行使による所得の全部または一部が国内源泉所得となるもの(ストック・オプション等)は、有価証券等の範囲から除かれます。

また、対象資産の時価が合計1億円以上であるかどうかは、原則、出国日などの時価(公社債、株式、投資信託、匿名組合契約の出資持分などの時価と、未決済デリバティブ取引、未決済の信用取引、発行日取引の含み損益の評価額の合計額)で判断します。

2 対象者が出国した場合

対象者が出国する場合、出国日に時価で有価証券等を売却したものとみなして「みなし売却益」に15.315%の所得税（復興特別所得税を含む、以下同じ）が課税されます。

■ 即時納付をする場合

・ 納税の方法

納税管理人の届出をしない場合、出国日までに準確定申告をして納付します。

納税管理人の届出をする場合、出国の翌年3月の確定申告期限までに、確定申告をして納税します。

・ その後の取扱い

取扱い	要件（いずれかに該当する場合）
課税が取り消される場合 (更正の請求をすることにより、税金の還付を受けることができます。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以内に、有価証券等を売却等せずに帰国した場合（帰国時まで所有等している有価証券に対応する部分のみ） ・ 5年以内に、有価証券等を日本の居住者に対して贈与した場合 ・ 5年以内に出国時課税の適用を受けた本人が亡くなり、その有価証券等を相続等した人がすべて日本の居住者となった場合
課税が取り消されない場合	上記以外の場合

■ 納税猶予の適用を受ける場合

・ 納税猶予の適用を受ける方法

出国日までに納税管理人の届出をした上で、出国日の翌年の確定申告期限までに猶予税額および利子税相当額の担保を提供し、保有する有価証券に関して継続適用届出書を毎年提出することで、5年4ヶ月（申請すれば最長10年4ヶ月）の間、納税が猶予されます。

・ その後の取扱い

取扱い	要件（いずれかに該当する場合）
課税が取り消される場合 (更正の請求をすることにより、課税がなかったものとみなされます。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税猶予期間中に、有価証券等を売却等せずに帰国した場合（帰国時まで所有等している有価証券に対応する部分のみ） ・ 納税猶予期間中に、有価証券等を日本の居住者に対して贈与した場合 ・ 納税猶予期間中に出国時課税の適用を受けた本人が亡くなり、その有価証券等を相続等した人がすべて日本の居住者となった場合
課税が取り消されない場合 (納税猶予は終了し、猶予されていた所得税と利子税を納めなければなりません（※1、2）)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税猶予期間が満了した場合 ・ 納税猶予期間中に、課税の対象となった有価証券等を売却等した場合（売却した有価証券等について課税） ・ 毎年の「継続適用届出書」を提出しなかった場合

※1 上記に該当しない場合でも、猶予されていた所得税および利子税を自ら納付することができ、その場合には納税猶予期間は終了することになります。

※2 納税猶予が終了した場合において、その時点の有価証券等の時価が出国時の時価に比べて下落しているときは、更正の請求をすることによって下落部分については納税しなくてよいことになっています。

3 非居住者に有価証券等を贈与した場合

対象者が非居住者に対して有価証券等を贈与した場合、贈与時に時価で有価証券等を売却したものとみなされ、「みなし売却益」に15.315%の所得税が課されます。

課税された場合、その後5年以内に受贈者が売却等せず帰国等した場合に課税を取消せること、納税猶予(5年4ヶ月、申請すれば最長10年4ヶ月)の適用を受けられること等、**2**対象者が出国した場合と同様の制度が設けられています。

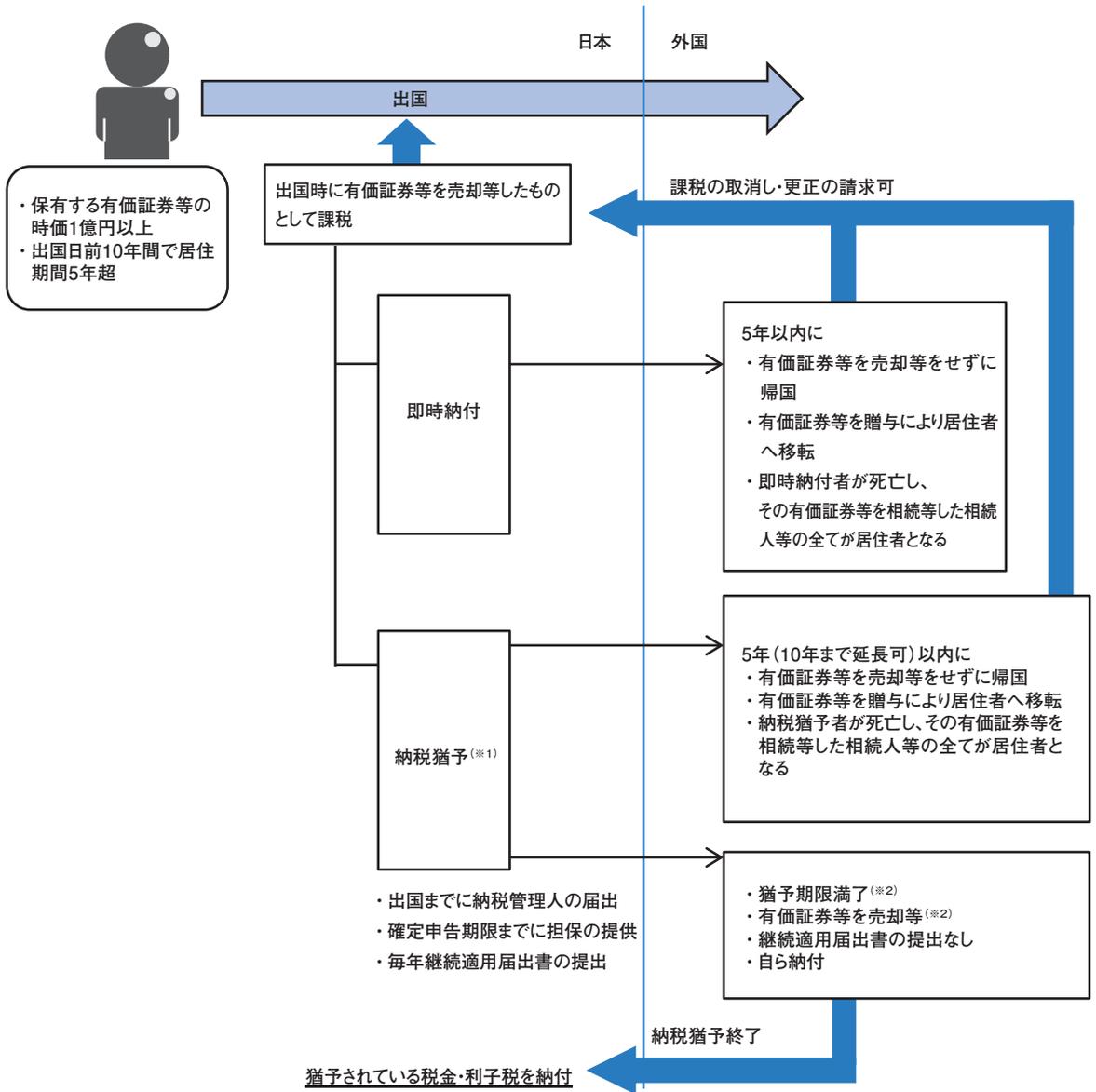
4 本人が亡くなって、非居住者が有価証券等を相続した場合

対象者が亡くなり、非居住者が有価証券等を相続等により取得する場合、被相続人が相続時に時価で有価証券等を売却したものとみなして「みなし売却益」に15.315%の所得税が課されます。申告・納税すべき人は既に亡くなっていますので、相続人が代わって申告(所得税の準確定申告)します。その税額は相続税の計算上、債務となります。

課税された場合、その後5年以内に相続人等が売却等せず帰国等した場合に課税を取消せること、納税猶予(5年4ヶ月、申請すれば最長10年4ヶ月)の適用を受けられること等、**2**対象者が出国した場合と同様の制度が設けられています。

※なお、遺産分割がまとまらない等の場合には、各相続人が民法の規定による相続分で相続したものとして、非居住者の法定相続分で、国外転出時課税の申告を行います。その後、遺産分割協議が成立し、非居住者に係る有価証券の取得割合が変動した場合は、修正申告または更正の請求を行います。

対象者が出国した場合の概要



- ※1 ①納税猶予の適用を受けた者が死亡した場合や、受贈者が死亡した場合は、相続税・贈与税の納税義務の判定に際し、相続等前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたものとみなします。
②納税猶予中の者が死亡した場合は、猶予されている税金の納税義務が相続人に引き継がれます。
- ※2 納税猶予終了時の有価証券等の時価が出国時より下回るときは、更正の請求をすることにより、所得税額を減額できます。